

協 定 書

静岡県御殿場市{(井戸所有者)、(井戸利用者)、(水利組合代表)}(御殿場市長)、(区 長)}(以下、「甲」という。)と{()}(以下、「乙」という。)は、乙が御殿場市 字 番地外 筆で行う地下水の揚水に関して、次のとおり協定する。

(信義・誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義・誠実をもって、この協定事項を履行しなければならない。

(用水計画)

第2条 乙は、地下水の利用について、あらかじめ甲に対し、用水計画、工事施行の方法等を明示しなければならない。

2 乙は、当初の利用計画を変更しようとするときは、市及び甲に対し変更計画を明示し、協議の上実施するものとする。

3 乙は、御殿場市上水道の供給が可能になったときは、御殿場市と協議しこれを利用するものとする。これにかかる経費は、乙の負担とする。

(取水の制限)

第3条 乙は、乙の揚水により、関係地域の地下水利用に支障が生じたときは、直ちに当該取水を制限し、その対策について、甲と協議するものとする。

(権利・義務の承継)

第4条 乙の揚水設備を第三者に譲渡したときは、譲受人は乙の負担する権利・義務を承継し、乙及び譲受人は連帯して、その責を負うものとする。

(定めのない事項の処理)

第5条 本協定に定めのない事項については、法令等に定めるところによるもののほか、甲・乙協議の上処理するものとする。

(協定書の所持)

第6条 前各条の事項を確認し、それぞれ署名、捺印し、甲・乙各1通を所持するものとする。

年 月 日

(甲) 住所

氏名

印

(乙) 住所

氏名

印

立会人